

申請時の注意事項（登録支援機関）

全体について

- 入会にあたり、入会金や年会費は不要です。
- e-Gov電子申請に関するご不明点は、【[e-Gov電子申請ヘルプ](#)】ページでご確認ください。
- 申請日から1か月程度で入会通知書を発行します。
 - 現在申請が大変込み合っており、入会通知書発行までに**1か月以上のお時間をいただくことがございます**。申請内容の各項目や所属機関側の特定技能外国人受入れに必要な要件（例：レストランサービス業務に従事できる環境）を、事務局にて公表情報等から確認し、確認がとれない場合には問い合わせなどをさせていただき関係で、1件あたりの審査に時間を要する場合がございます。入会を希望される皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご了承ください。
- 登録支援機関・所属機関双方の申請が必要な場合、双方の申請がそろってから審査を開始します。
 - 登録支援機関と所属機関のいずれかが申請していない場合に、審査が開始されず、先に申請した機関からお問い合わせをいただくケースが増えております。双方の機関で連絡を取り合ってください、**なるべく近い日時で双方申請いただきますよう**、お願い申し上げます。
- 一方からの申請が届かない、補正への対応がないなどの理由で、長期間、審査が実施できないケースが発生しています。このケースについて、申請日から**半年程度経過した**申請は事務局にて返戻（差し戻し）をさせていただき、**手続終了とする場合がございます**ので、ご了承ください。

入会申請の場合

- 入会および変更申請にあたっては、代理申請ではなく各機関においてIDを取得し、各機関から申請をお願いいたします。
- 協議会の構成員であることの証明は、入会申請後に観光庁が発行する入会通知書をもって行います。
- 受託元となる所属機関名を必ず記載してください。
- 受託元となる所属機関が2機関以上ある場合は、1機関ごとの申請をお願いいたします。
 - 2つ以上の所属機関を記載して申請した場合、全ての所属機関からの申請がないと審査が開始できず、審査が大幅に遅れるケースが発生しております。申請済みの所属機関もお待たせすることとなりますので、1機関ごとの申請をお願いいたします。
- 受入日欄への記入漏れがないようにしてください。
 - 本申請は受入れが決まった場合にご提出いただくものです。受け入れることが「未定」や「調整中」の段階であり、その旨を記入いただいた場合には修正をお願いすることとなりますので、ご注意ください。
- 登録情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請をお願いいたします。

申請時の注意事項（登録支援機関）

変更申請の場合

- 変更事項は必ず記載してください。各変更申請の記載例は以下のとおりです。

【所属機関の追加】

※ 2 機関以上追加する場合は、1 機関ごとの申請をお願いいたします。2 つ以上の所属機関を記載して申請した場合、全ての所属機関からの申請がないと審査が開始できず、審査が大幅に遅れるケースが発生しております。申請済みの所属機関もお待たせすることとなりますので、1 機関ごとの申請をお願いいたします。

「特定技能所属機関名」に追加する事業所のみを記載するか、これまで登録した全ての特定技能所属機関を記載のうえ、変更事項欄に何が追加されたかわかるように記載してください。

（記載例）株式会社△△ 追加

【登録支援機関名（法人名）・代表者・所在地・担当者の変更】

※入力項目には新しい情報を記載いただき、変更事項の欄に以前の情報を記載ください。

（記載例）【変更事項】

- ・ ○年○月○日より代表者 代表取締役 ×× ××に変更済
- ・ ○年○月○日より所在地××に変更済
- ・ 旧登録支援機関名：株式会社○○